

平成17年10月から

介護保健施設などの利用料が変わります

施設サービスを利用している方は、居住費と食費は介護保険給付の対象となっていますが、在宅サービスを利用している方は、それぞれ自己負担となっています。

施設で生活する方の負担と在宅で生活する方の負担の公平性を図るため、施設サービス利用時の「居住費」と「食費」が保険対象外となり利用者の自己負担となります。

居住費 施設の利用代(減価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用
(個室やユニットなど居住環境によって異なる)

食費 食材料費+調理コストに相当する費用(栄養管理は引き続き保険給付対象)

介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、短期入所介護では

- 現行** 介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の一部
- 改正後** 介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の全額+居住費

通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)では

- 現行** 介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の一部
- 改正後** 介護サービス費用の1割+日常生活費+食費の全額



所得の低い方には負担限度額が設けられます

所得の低い方の施設利用が困難にならないように、居住費と食費の利用者負担の限度額が設定され、それを超えた分は申請により介護保険から給付されます。(通所系サービスは対象になりません)

【所得段階別の負担限度額(日額)】

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なる)				食費	
		多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室		
生活保護受給者	利用者負担第1段階	0円	①320円 ②490円	490円	820円	300円	
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担第2段階	320円	①420円 ②490円	490円	820円	390円
	課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の方						
	利用者負担額第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	利用者負担第3段階	320円	① 820円 ②1310円	1310円	1640円	650円
	上記以外の方	利用者負担第4段階	320円	①1150円 ②1640円	1640円	1970円	1380円

①は特養、短期入所生活介護の場合 ②は老健、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

※施設サービスを利用するときにかかる費用は、施設と利用者の契約により決められます

※基準費用額については予定額であり、変更する場合があります

※負担の軽減には、手続きが必要ですので、詳しくは下記までお尋ねください

問い合わせ先……大安庁舎 介護保険課 ☎78-3518 FAX78-1114